

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月上旬に日本年金機構本部から郵送されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月1日以降に今年始めて国民年金保険料を納付された方には、来年2月上旬に郵送されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のことは、岐阜南年金事務所へおたずねください。



消防署 火の用心

羽島郡広域連合 ☎388-1198

火災予防運動が 始まります!

空気が乾燥し、火災の危険が高まる季節になりました。

毎年、11月9日から15日は「秋の全国火災予防運動」が実施されます。

火災件数や火災規模が大きく増加するこの季節に、どのような火災予防を心掛けていますか。火災は、皆さんの心掛けで減らすことができます。簡単にできる火災予防を、この機会に実践してみてください。

- ・タバコは灰皿で確実に始末し、投げ捨てや寝タバコは絶対にしない。
- ・風の強い日や火災警報が発令された時は、屋外で火を取り扱わない。
- ・家の周りに新聞やゴミなど燃えやすく放火の危険があるものをみだりに置かない。
- ・料理中に火を使用している場合は、その場を離れない。離れる際は必ず火を消す。
- ・電気のコンセントは、たこ足配線にしない
- ・子供の目の届くところに、マッチやライターなどを置いておかない。
- ・住宅用火災警報器を設置する。

これらは、ほんの一例ですが、皆さんが何かひとつでも心掛けることができたなら、火災は確実に減少します。この秋の火災予防運動をきっかけに、火災予防を意識し、家族で話し合ってみてください。

大切な家族や財産を守るために、今まで以上に火災予防に取り組んでいきましょう。

